

めじろ台まちづくり協議会

緑化・景観G

2022年6月26日（日）全体会

1. 道路占用許可、助成金など各種手続きの申請者について

<背景、1班の考え（概要）>

- ・道路占用許可の申請はベンチ、コンテナ等を設置後に維持管理を担う団体が行うこと
 - ・助成金申請は二重で受給することがないようにする必要がある
- ⇒花壇の会として申請することを検討
- ・占有者となることで、有事の際の責任を受けることになる協議会も花壇の会も責任能力なき社団とみなされ、責任をとれない可能性がある
 - ・駅前広場は地域の中核的な場所であることから、1班だけでなく、協議会＋町会を交えた議論が必要ではないか
- ⇒6/19（日）に地元（町会関係）の協議会幹事を中心に幹事会を実施

1. 道路占用許可、助成金など各種手続きの申請者について

< 議論の結果 > I

- ・ 継続検討が必要
- ・ 今後議論する前に以下のことを整理する必要あり

< 直近で整理すべきこと >

・ 道路占用許可についての確認

⇒ 「花壇の会」が申請者とならない場合でも許可されるのか、またその場合の追加的許可の条件の有無について確認

・ 保険についての確認

⇒ 現在「花壇の会」が「道路アドプト制度」で加入している保険内容について確認し、保険が適応される範囲を明確化

・ 所有者について

⇒ 民法717条で規定される「所有者」と「占有者」が現状ではどうなっているのか、既存のコンテナについて確認する